

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和５年１２月２５日（令和５年（行情）諮問第１１９０号及び同第１１９２号）及び令和６年２月２８日（令和６年（行情）諮問第１８５号）

答申日：令和７年１１月２１日（令和７年度（行情）答申第６００号、同第６０２号及び同第６０５号）

事件名：「３文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「３文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「３文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１（１）及び（２）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書１」及び「本件請求文書２」という。）の各開示請求に対し、別紙の３に掲げる７９８文書（以下、順に「文書１」ないし「文書７９８」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の１（３）に掲げる文書（以下「本件請求文書３」といい、本件請求文書１及び本件請求文書２と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、本件対象文書の一部を不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書２につき別紙の４に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件請求文書１につき、本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書２につき、別紙の４に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年８月２５日付け閣安保第４０２号及び同第４０４号並びに同年１１月１５日付け同第５１４号により、国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分３」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示箇所の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引き」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 他に文書がないか確認を求める。

開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

(1) 原処分1について（令和5年諮問第1190号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年1月19日付け閣安保第33号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年2月20日付け閣安保第102号により本件開示請求に係る行政文書

のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第402号により残りの行政文書について原処分1を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(2) 原処分2について（令和5年諮問第1192号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年3月30日付け閣安保第163号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年5月1日付け閣安保第212号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第404号により残りの行政文書について原処分2を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(3) 原処分3について（令和6年諮問第185号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年6月13日付け閣安保第273号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年7月18日付け閣安保第334号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年11月15日付け閣安保第514号により残りの行政文書について原処分3を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「電磁的記録についても特定を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、別紙の3に掲げる本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件各審査請求を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ 「不開示箇所の特定を求める。」との点については、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

ウ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記２のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分１で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

（２）原処分２について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 上記（１）ウと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分２」と読み替える。）。

（３）原処分３について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記２のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分３のとおり特定文書を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分３で特定した紙媒体の行政文書以外の対象文書の存在は確認

できなかったとのことであり、処分庁において、原処分3において特定文書を適正に特定していると認められるところである。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月25日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1190号及び同第1192号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和6年1月19日 審議（同上）
- ④ 同年2月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第185号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年3月19日 審議（同上）
- ⑦ 令和7年11月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、令和5年（行情）諮問第1190号、同第1192号及び令和6年（行情）諮問第185号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1ないし本件請求文書3の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、別表1のとおり、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1及び原処分2について、文書の追加特定を求めるとともに、原処分1ないし原処分3について、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（原処分1及び原処分2）について

- (1) 原処分1及び原処分2に係る本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件開示請求書には、令和4年12月16日に行われた岸田元内閣総理大臣の記者会見の発言内容が掲載されている首相官邸ウェブサ

イトのページの一部を印刷したものとみられる資料が添付されていることから、請求文言にいう「3文書や防衛力の抜本的強化について」とは、同日に閣議決定された「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」及び「防衛力整備計画について」（以下「3文書」という。）を指すものであると解した。

本件開示請求は、同日までの3文書の策定に向けた議論に関する文書等の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）につき先行開示決定を行い、別紙の3に掲げる本件対象文書を特定し、原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

（ア）本件開示請求文言にいう「閣安保第102号」とは、本件請求文書1の開示請求に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で開示された先行開示文書を除く残りの文書と解し、本件対象文書を特定し、文書1につき先行開示決定を行い、文書2ないし文書798につき原処分2を行った。

（イ）本件審査請求を受け、諮問庁において再度探索を行ったところ、本件請求文書2に該当する文書として、別紙の4に掲げる2文書についても、開示請求の対象として特定すべき文書として確認されたため、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

ウ なお、別紙の4に掲げる文書を本件請求文書2に該当する文書として追加して特定することに伴い、念のため、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書、本件対象文書及び別紙の4に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認されなかった。

（2）当審査会事務局職員をして、「新たな国家安全保障戦略等の策定」に係る国家安全保障会議及び意見交換会について、首相官邸のウェブサイトを確認させたところ、本件各開示請求時点における国家安全保障会議については、令和3年11月26日、同年12月28日、令和4年1月28日、同年4月8日、同月25日、同年6月2日、同月14日、同年7月25日、同年8月24日、同月30日、同年9月2日、同年10月13日、同月31日、同年11月10日、同月24日、同年12月5日、同月7日、同月14日及び同月16日に開催され、意見交換会については、令和4年1月26日（第1回）、同年2月2日（第2回）、同月7日（第3回）、同月16日（第4回）、同月28日（第5回）、同年3月7日（第6回）、同月28日（第7回）、同年4月4日（第8回）、同月25日（第9回）、同年5月16日（第10回）、同月30日（第11回）、同年6月20日（第12回）、同年7月6日（第13回）、同月11日（第14回）、同月19日（第15回）、同月22日（第1

6回)及び同月25日(第17回)に開催されたものと認められる。

- (3) 当審査会において、別紙の4に掲げる文書を確認したところ、本件請求文書2に該当する文書と認められる。

上記(1)ウの探索状況を踏まえると、先行開示文書、本件対象文書及び別紙の4に掲げる文書の外に本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、先行開示文書、本件対象文書及び別紙の4に掲げる文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

したがって、本件請求文書1につき、本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書2につき、別紙の4に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障局職員の職員番号(ID)が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該職員IDについては、当該部署に配置された者のみに与えられるものである。

当該職員IDを公にした場合、国家安全保障局が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、国家安全保障局の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これ公にすることにより、いたずらや偽計等を使用されるとともに、不正アクセスを助長するおそれがあり、国家安

全保障局職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、官邸等の政府庁舎の執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、官邸等の政府庁舎内において我が国の安全保障に関する重要事項等を検討する会議室等の執務室の構成や配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認

められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、当該文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にしていない政府内の連絡手段に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いや設置場所に関する情報であり、これを公にすれば、政府内の連絡手段が推察され、敵対する勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、政府関係者間の連絡が途絶されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、政府内の緊急事態に対する連絡手段が明らかとなり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、政府関係者の連絡が途絶されるなどのおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、政府内の業務に支障が生じ、ひいては、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号8に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当

である。

(9) 別表 1 の番号 9 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、出席した有識者の発言内容及び有識者が作成・配布した資料等については対外公表をしていない。

当該不開示部分は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関わる具体的な検討内容及び有識者の見解に関する情報であり、これを公にすれば、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあり、また検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、当該意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に資するため、有識者の忌たんのない意見を求めることを目的に非公開で開催され、その議事要旨は、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

意見交換会の開催趣旨、運営方法及び有識者が作成した資料を用いて発言していることを踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表 2 の番号 1 に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別表 2 の番号 1 に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、国家安全保障上の関

心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあるとは認められない。また、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定の有識者に関する情報（氏名、肩書、生年、現住所、電話番号、メールアドレス、謝金振込口座、車両情報、学歴及び職歴等）、有識者の随行者に関する情報（氏名、肩書及び携帯電話番号）及び国家安全保障局の職員の氏名が記載されていることが認められる。

ア 特定の有識者の氏名及び肩書について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び肩書が記載されている。

(ア) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者は、意見交換への参加を対外的に公にしないとしており、今後も公表する予定はない。当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

(イ) 当該有識者会議は、内閣官房ウェブサイトにおいて、開催状況及び出席者等の情報が掲載されていることから、当審査会事務局職員をして、当該情報を確認させたところ、不開示とした有識者の情報については記載されていないことが認められる。

(ウ) 当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 特定の有識者に関する情報（氏名及び肩書を除く。）について

当該不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分については、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2の番号2に掲げる部分については、当審査会

事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する研究所等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないため、開示すべきである。

ウ 特定有識者の随行者に関する情報について

当該不開示部分には、特定有識者の随行者の氏名、肩書及び携帯電話番号が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

エ 国家安全保障局の職員の氏名について

当該不開示部分には、国家安全保障局の職員の氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

この点について、当審査会において諮問庁から提供を受けた職員の配置に係る資料を確認したところ、当該部分に氏名が記載された職員は、いずれも補助的業務に従事する非常勤職員であると認められる。

そうすると、補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3

日、情報公開に関する連絡会議申合せ。)の下での氏名の公表対象から除外されており、一般に公表されていない情報であるため、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者の氏名及び欠席理由については、特定の個人を識別する情報であり、公にしていないことから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、特定の個人の氏名と当該個人に係る情報が記載され、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該有識者は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者会議の構成員であると認められるところ、当該会議を欠席した有識者の氏名及び欠席理由については公にしていない旨の諮問庁の説明について、これを覆すに足りる事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名については、個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、関係者等一定の者には当該個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表1の番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の担当者氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該

部分は、個人識別部分であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表 1 の番号 13 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定政党又は議員事務所の電話番号、内線番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。

当審査会事務局職員をしてウェブサイトを確認させたところ、別表 2 の番号 3 に掲げる部分を除く部分については、一般に公開されていない情報であると認められる。

そうすると、当該部分のうち、別表 2 の番号 3 に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、別表 2 の番号 3 に掲げる部分は、特定政党の代表番号であり、ウェブサイトで公表されており、当該番号を公にしても、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該番号は、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。

(14) 別表 1 の番号 14 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、内閣情報調査室職員の氏名が記載されている。

ア 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令 4 条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務等をつかさどる組織であり、同室の課長相当職未満の職員の氏名については、慣行として公表していない。

当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、また情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 内閣情報調査室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすると、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、その職務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、内閣情報調

査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表1の番号15に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない警察庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、いずれも警部及び同相当職以下の職にあるため、公表慣行がない。

また、当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、その職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、当該警察職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁の職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表1の番号16に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家安全保障戦略等に関する政府部内におけ

る検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の国家安全保障戦略等に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、仮に当該部分が開示されることとなれば、特定の政策課題に関する政府全体の検討経過等が網羅的に明らかとなり、ひいては今後の国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障を生じるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家安全保障戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や情報収集能力等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(17) 別表1の番号17に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国家安全保障局において作成した国家安全保障戦略等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある

るとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(18) 別表1の番号18に掲げる不開示部分について

当該文書には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情勢判断及び防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表1の番号19に掲げる不開示部分について

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のために作成された文書であり、政府部内の検討の経緯及び協議内容等の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該各文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のための政府内の検討及び協議に関連する公にすることを前提としない文書であり、戦略の策定に向けた検討の経緯、協議内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに、政府内の検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため不開示とした。

イ 当該各文書は、国の機関の内部における検討及び協議に関連する文書であって、これを公にすることにより、新たな国家安全保障等の検討の経緯等や未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなどの上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該各文書は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(20) 別表1の番号20に掲げる不開示部分について

当該各文書は、国家安全保障会議における席上回収資料であると認められる。

当該各文書は、当該国家安全保障会議の議事内容と密接に関連した資料と認められるので、同議事内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、その全体が法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(21) 別表1の番号21に掲げる不開示部分について

当該文書は、国家安全保障会議の幹事会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容について推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該文書は、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1及び本件請求文書2の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とし、本件請求文書3の開示請求につき、本件対象文書の一部を同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書2につき、別紙の4に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、国家安全保障局において、先行開示文書、本件対象文書及び別紙の4に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書1につき、本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書2につき、別紙の4に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号、2号イ、3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】
- (2) 本件請求文書 2 「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち閣安保第 1 0 2 号で「残りの部分」とされた全て、及び本件請求の後に行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (3) 本件請求文書 3 「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち閣安保第 2 1 2 号で「残りの部分」とされた全て、及び本件請求の後に行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

2 先行開示文書

内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 0 月 1 5 日）

3 本件対象文書

- 文書 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 0 月 1 7 日）
- 文書 2 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 1 月 8 日）
- 文書 3 内閣官房長官会見応答要領（令和 3 年 1 1 月 1 9 日）
- 文書 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 日）
- 文書 5 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 0 日）
- 文書 6 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 2 月 1 0 日）
- 文書 7 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 3 月 2 8 日）
- 文書 8 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 8 月 1 2 日）
- 文書 9 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 9 月 2 日）
- 文書 1 0 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 4 日）
- 文書 1 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 7 日）（時事）
- 文書 1 2 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 7 日）（朝日）
- 文書 1 3 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 1 8 日）
- 文書 1 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 2 1 日）
- 文書 1 5 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 2 3 日）
- 文書 1 6 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 1 月 1 日）
- 文書 1 7 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）

文書 18 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 月 28 日）
 文書 19 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 月 28 日）
 文書 20 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 月 29 日）
 文書 21 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 30 日）参・本会議 野上浩太郎議員 対総理問 16
 文書 22 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 30 日）参・本会議 小林正夫議員 対総理問 11
 文書 23 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 31 日）衆・予算委 逢坂誠二議員 対総理問 7
 文書 24 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 31 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 5
 文書 25 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 31 日）参・予算委 山本香苗議員 対総理問 6
 文書 26 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 31 日）参・予算委 山本香苗議員 対官房長官問 2
 文書 27 国会答弁資料（令和 3 年 1 月 31 日）参・予算委 山本香苗議員 対大臣問 2
 文書 28 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 19 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 21
 文書 29 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 19 日）衆・本会議 梶山弘志議員 対総理問 3
 文書 30 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 21 日）参・本会議 宇都隆史議員 対総理問 14
 文書 31 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 21 日）参・本会議 宇都隆史議員 対大臣問 1
 文書 32 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 24 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 2
 文書 33 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 24 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 3
 文書 34 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 24 日）衆・予算委 泉健太議員 対総理想定問 20
 文書 35 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 25 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 17
 文書 36 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 25 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 18
 文書 37 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 26 日）衆・予算委 穀田恵二議員 対総理問 1
 文書 38 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 26 日）衆・予算委 穀田恵二議員

員 対総理問 2
 文書 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 中谷真一議員 対総理問 4
 文書 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 8 日）衆・予算委 重徳和彦議員 対大臣問 3
 文書 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対総理問 1
 文書 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣問 1
 文書 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣想定問 2
 文書 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 4
 文書 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対大臣想定問 2
 文書 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 5
 文書 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 9 日）衆・内閣委 浅野哲議員 対大臣問 1
 文書 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 6 日）衆・予算委 小山展弘議員 対大臣問 1
 文書 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 2
 文書 5 0 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 3
 文書 5 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 5
 文書 5 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 岩屋毅議員 対総理問 6
 文書 5 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 玄葉光一郎議員 対総理問 4
 文書 5 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 4 日）参・予算委 小西洋之議員 対総理問 7
 文書 5 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対総理問 8
 文書 5 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対官房長官問 4
 文書 5 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子

- 議員 対総理問 6
- 文書 5 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対大臣問 2
- 文書 5 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 鈴木宗男議員 対総理問 9
- 文書 6 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 1
- 文書 6 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 2
- 文書 6 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対総理問 5
- 文書 6 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対政府参考人問 5
- 文書 6 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対大臣問 1
- 文書 6 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 石井苗子議員 対総理問 6
- 文書 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 佐藤啓議員 対官房長官問 1
- 文書 6 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）衆・本会議 美延映夫議員 対官房長官問 4
- 文書 6 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 2
- 文書 6 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問 2
- 文書 7 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 礪崎哲史議員 対大臣問 1
- 文書 7 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 1
- 文書 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 2
- 文書 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 高橋光男議員 対政府参考人問 6
- 文書 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 2
- 文書 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 3
- 文書 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 武見敬三議員

対大臣問 2

- 文書 7 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）参・予算委 小沼巧議員
対大臣問 1
- 文書 7 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）衆・財金委 赤木正幸議員
対政府参考人問
- 文書 7 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 0 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 1
- 文書 8 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 0 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 4
- 文書 8 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 0 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 5
- 文書 8 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 0 日）衆・安保委 國場幸之助
議員 対大臣問 1
- 文書 8 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 1 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 1
- 文書 8 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 1 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 2
- 文書 8 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対総理問 1
- 文書 8 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問
- 文書 8 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問 1
- 文書 8 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－1
- 文書 8 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－3
- 文書 9 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 美延映夫議
員 対政府参考人問
- 文書 9 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 8
- 文書 9 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 9
- 文書 9 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 1 0
- 文書 9 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 徳永久志議
員 対大臣問 1 0
- 文書 9 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 徳永久志議

員 対政務官・政府参考人問 4

文書 9 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 1

文書 9 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 5

文書 9 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 7 日）衆・本会議 青柳仁士議員 対総理問 1

文書 9 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・本会議 音喜多駿議員 対大臣問 3

文書 1 0 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対大臣問 2

文書 1 0 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 8

文書 1 0 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 1 2

文書 1 0 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 1 0 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 3

文書 1 0 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対副長官問

文書 1 0 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 1

文書 1 0 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 2

文書 1 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対副長官問 1

文書 1 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対政府参考人問 1

文書 1 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 1 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 1 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿

議員 対政府参考人問 3

文書 1 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）衆・本会議 藤田文武
議員 対総理問 1・2

文書 1 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 6 日）衆・内閣委 塩川鉄也議
員 対総理問 1

文書 1 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 8 日）衆・拉致特委 笠井亮議
員 対官房長官問 2

文書 1 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 1

文書 1 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 2

文書 1 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 1

文書 1 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 2

文書 1 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）衆・本会議 藤巻健太
議員 対総理問 9

文書 1 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対総理問 2

文書 1 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対小林大臣問 2

文書 1 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 柴田巧議
員 対総理問 2

文書 1 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）衆・外務委 岡田克也
議員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 小野田紀
美議員 対総理問 1

文書 1 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 大塚耕平
議員 対総理問 6

文書 1 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 1 日）衆・沖北特委 伊東良
孝議員 対政務官問

文書 1 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 6

文書 1 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 7

文書 1 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 太栄志議

員 対大臣問 6		
文書 1 3 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委	太栄志議員
員 対大臣問 8		
文書 1 3 5	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委	堀井健智議員
員 対大臣問 8		
文書 1 3 6	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委	堀井健智議員
員 対大臣問 9		
文書 1 3 7	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二議員
員 対副大臣問 1		
文書 1 3 8	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二議員
員 対副大臣問 2		
文書 1 3 9	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二議員
員 対副大臣問 3		
文書 1 4 0	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二議員
員 対副大臣問 4		
文書 1 4 1	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	青柳仁士議員
員 対大臣・政府参考人問 4		
文書 1 4 2	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委	井上哲士議員
員 対大臣問 2		
文書 1 4 3	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委	上田清司議員
員 対大臣問 2		
文書 1 4 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・内閣委	浜田昌良議員
員 対総理問 1		
文書 1 4 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久議員
員 対副長官問 1		
文書 1 4 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久議員
員 対政府参考人問 1		
文書 1 4 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久議員
員 対副大臣問 2		
文書 1 4 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	小西洋之議員
員 対大臣問 3		
文書 1 4 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	田村智子議員
員 対総理問 3		
文書 1 5 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	白眞勲議員
員 対総理問 5		
文書 1 5 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那議員
員 対総理問 1		
文書 1 5 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那議員

議員 対総理問 2		
文書 1 5 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	重徳和彦
議員 対総理問 2		
文書 1 5 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典
議員 対総理問 2		
文書 1 5 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典
議員 対総理問 3		
文書 1 5 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典
議員 対官房長官問 1		
文書 1 5 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典
議員 対大臣問 4		
文書 1 5 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典
議員 対政府参考人問 1		
文書 1 5 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太
議員 対総理想定問 1 0		
文書 1 6 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太
議員 対大臣想定問 1		
文書 1 6 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹
議員 対総理問 7		
文書 1 6 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹
議員 対大臣問		
文書 1 6 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太郎
議員 対総理問 4		
文書 1 6 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太郎
議員 対大臣問 2		
文書 1 6 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士
議員 対総理問 2		
文書 1 6 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士
議員 対大臣問 2		
文書 1 6 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対総理問 4		
文書 1 6 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対総理問 5		
文書 1 6 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対大臣問 1		
文書 1 7 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対大臣問 2		
文書 1 7 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委	三浦信祐

議員 対総理問 4
 文書 1 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 三浦信祐
 議員 対大臣問 1
 文書 1 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 小西洋之
 議員 対総理問 8
 文書 1 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 6
 文書 1 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 7
 文書 1 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 1
 文書 1 7 7 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 6
 文書 1 7 8 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 2
 文書 1 7 9 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 3
 文書 1 8 0 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 上田清司議
 員 対大臣問 1
 文書 1 8 1 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 田島麻衣子
 議員 対大臣問 1
 文書 1 8 2 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 白眞勲議員
 対総理問 5
 文書 1 8 3 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 4
 文書 1 8 4 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 6
 文書 1 8 5 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対政府参考人問 6
 文書 1 8 6 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 片山さつき
 議員 対総理問 3
 文書 1 8 7 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議
 員 対大臣問 4
 文書 1 8 8 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議
 員 対大臣問 5
 文書 1 8 9 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎
 議員 対大臣想定問 3
 文書 1 9 0 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎

議員 対大臣想定問 5

文書 191 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対大臣問 5

文書 192 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対政府参考人問 6

文書 193 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 4

文書 194 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 5

文書 195 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 2

文書 196 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 19

文書 197 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 14

文書 198 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）参・本会議 田名部匡代議員 対総理問 7

文書 199 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 石井啓一議員 対総理問 17

文書 200 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 馬場伸幸議員 対総理問 1

文書 201 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 小池晃議員 対総理問 14

文書 202 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 牧野たかお議員 対総理問 10

文書 203 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 14 日）衆・予算委 萩生田光一議員 対総理問 3

文書 204 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）参・予算委 岡田克也議員 対官房長官問 2

文書 205 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克也議員 対総理問 4

文書 206 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克也議員 対総理問 5

文書 207 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 18 日）衆・予算委 長妻昭議員 対総理問 7

文書 208 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 19 日）参・予算委 小西洋之議員 対総理問 16

文書 209 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 20 日）参・予算委 山添拓

議員 対総理問 9

- 文書 2 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 藺浦健
太郎議員 対政府参考人問
- 文書 2 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 藺浦健
太郎議員 対総理問 1
- 文書 2 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 守島正
議員 対政府参考人問
- 文書 2 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 守島正
議員 対総理問 4
- 文書 2 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 6 日）衆・外務委 青山大
人議員 対政府参考人問 1
- 文書 2 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 6 日）衆・外務委 青山大
人議員 対政府参考人問 2
- 文書 2 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 太英志
議員 対官房長官問 1
- 文書 2 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 太英志
議員 対政府参考人問 1
- 文書 2 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 平将明
議員 対政府参考人問 1
- 文書 2 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対官房長官問 4
- 文書 2 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対官房長官問 5
- 文書 2 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対政府参考人問 1
- 文書 2 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対政府参考人問 2
- 文書 2 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対官房長官問 1
- 文書 2 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対官房長官問 3
- 文書 2 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対政府参考人問 1
- 文書 2 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対政府参考人問 2
- 文書 2 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・外防委 伊波洋一
議員 対政府参考人問
- 文書 2 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議

員 対官房長官問 1

文書 2 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問

文書 2 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）参・外防委 山添拓議員 対政府参考人問

文書 2 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）衆・内閣委 太栄志議員 対官房長官問 1

文書 2 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 井上信治委員 対総理問 1

文書 2 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 高橋千鶴子議員 対総理問 1 0

文書 2 3 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）参・本会議 音喜多駿議員 対総理問 6

文書 2 3 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）参・厚労委 東徹議員 対総理問 1

文書 2 3 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対政府参考人問

文書 2 3 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対総理問 3

文書 2 3 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 赤澤亮正議員 対総理問 2

文書 2 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 玉木雄一郎議員 対総理 6

文書 2 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対官房長官問

文書 2 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対総理問 1

文書 2 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 宮本徹議員 対総理問 4

文書 2 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 青柳仁士議員 対総理問 2

文書 2 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲郎議員 対官房長官問 1

文書 2 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲郎議員 対総理問 1 4

文書 2 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 堀井巖議員 対総理問 1 0

文書 2 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇

- 議員 対官房長官問 1
- 文書 2 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇
議員 対総理問 8
- 文書 2 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 田村智子
議員 対総理問 1 2
- 文書 2 5 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 2 日）参・予算委 福島みず
ほ議員 対総理問 2
- 文書 2 5 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
議員 対官房副長官問 1
- 文書 2 5 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
議員 対政府参考人問 2
- 文書 2 5 3 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
- 文書 2 5 4 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 3 年 1 2 月 2 8 日）
- 文書 2 5 5 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 月 2 8 日）
- 文書 2 5 6 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 8 日）
- 文書 2 5 7 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 2 5 日）
- 文書 2 5 8 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 2 日）
- 文書 2 5 9 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 1 4 日）
- 文書 2 6 0 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 7 月 2 5 日）
- 文書 2 6 1 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 2 4 日）
- 文書 2 6 2 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 3 0 日）
- 文書 2 6 3 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 9 月 2 日）
- 文書 2 6 4 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 1 3 日）
- 文書 2 6 5 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 3 1 日）
- 文書 2 6 6 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について

- 【四大臣会合】（令和4年11月10日）
- 文書267 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年11月24日）
- 文書268 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月5日）
- 文書269 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月7日）
- 文書270 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月14日）
- 文書271 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【九大臣会合】（令和4年12月16日）
- 文書272 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年11月26日）
- 文書273 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年12月28日）
- 文書274 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年1月28日）
- 文書275 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月8日）
- 文書276 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月25日）
- 文書277 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月2日）
- 文書278 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月14日）
- 文書279 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年7月25日）
- 文書280 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年8月24日）
- 文書281 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年8月30日）
- 文書282 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年9月2日）
- 文書283 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年10月13日）
- 文書284 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年10月31日）
- 文書285 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年11

- 月 10 日)
- 文書 286 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 1 月 24 日)
- 文書 287 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 288 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 7 日)
- 文書 289 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 14 日)
- 文書 290 国家安全保障会議議事の記録【九大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 16 日)
- 文書 291 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 3 年 11 月 26 日)
- 文書 292 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 3 年 12 月 28 日)
- 文書 293 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 1 月 28 日)
- 文書 294 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 4 月 8 日)
- 文書 295 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 4 月 25 日)
- 文書 296 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 6 月 2 日)
- 文書 297 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 6 月 14 日)
- 文書 298 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 7 月 25 日)
- 文書 299 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 8 月 24 日)
- 文書 300 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 8 月 30 日)
- 文書 301 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 9 月 2 日)
- 文書 302 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 10 月 13 日)
- 文書 303 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 10 月 31 日)
- 文書 304 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4

- 年 1 1 月 1 0 日)
- 文書 3 0 5 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案 (令和 4 年 1 1 月 2 4 日)
- 文書 3 0 6 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案 (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 3 0 7 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案 (令和 4 年 1 2 月 7 日)
- 文書 3 0 8 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案 (令和 4 年 1 2 月 1 4 日)
- 文書 3 0 9 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案 (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 0 国家安全保障戦略について (諮問) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 1 国家安全保障戦略について (答申) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 2 国家防衛戦略について (諮問) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 3 国家防衛戦略について (答申) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 4 防衛力整備計画について (諮問) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 5 防衛力整備計画について (答申) (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 1 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前貼り出し
- 文書 3 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前 H P 公表
- 文書 3 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 出席に係る経費の支出について
- 文書 3 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 議事次第
- 文書 3 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 配席図
- 文書 3 2 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 事後対外応答要領
- 文書 3 2 2 本意見交換に係る情報保全等について
- 文書 3 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 資料 1
- 文書 3 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 資料 2
- 文書 3 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 議事概要 (発言者名なし)
- 文書 3 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 (第 1 回) 議事概要 (発言者名あり)

- 文書 3 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 貼り出し
- 文書 3 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） H P 公表
- 文書 3 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事次第
- 文書 3 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 配席図
- 文書 3 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） V T C 想定問
- 文書 3 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事進行要領
- 文書 3 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 3 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議論の主な視点
- 文書 3 3 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 1
- 文書 3 3 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 2
- 文書 3 3 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 3
- 文書 3 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 4 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 貼り出し
- 文書 3 4 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） H P 公表
- 文書 3 4 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 4 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事次第

- 文書 3 4 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 配席図
- 文書 3 4 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事進行要領
- 文書 3 4 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 5 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議論の主な視点
- 文書 3 5 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 1
- 文書 3 5 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 2
- 文書 3 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 3
- 文書 3 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 4
- 文書 3 5 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 5
- 文書 3 5 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 5 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 5 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 貼り出し
- 文書 3 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） H P 公表
- 文書 3 6 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 6 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事次第
- 文書 3 6 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 配席図
- 文書 3 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 6 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事進行要領

- 文書 3 6 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 6 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議論の主な視点
- 文書 3 6 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 1
- 文書 3 6 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 2
- 文書 3 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 3
- 文書 3 7 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 7 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 7 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 貼り出し
- 文書 3 7 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） H P 公表
- 文書 3 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 7 5 「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」に関する旅行依頼等について
- 文書 3 7 6 旅費精算請求書
- 文書 3 7 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事次第
- 文書 3 7 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 配席図
- 文書 3 7 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 8 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事進行要領
- 文書 3 8 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 8 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議論の主な視点
- 文書 3 8 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 資料 1
- 文書 3 8 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第5回） 資料2
- 文書385 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書386 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書387 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 貼り出し
- 文書388 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） HP公表
- 文書389 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回）出席に係る経費の支出について
- 文書390 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事次第
- 文書391 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 配席図
- 文書392 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 事後対外応答要領
- 文書393 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事進行要領
- 文書394 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 局長冒頭発言案
- 文書395 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議論の主な視点
- 文書396 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料1
- 文書397 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料2
- 文書398 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書399 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書400 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 貼り出し
- 文書401 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） HP公表
- 文書402 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回）出席に係る経費の支出について
- 文書403 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第7回） 議事次第
- 文書404 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 配席図
- 文書405 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 事後対外応答要領
- 文書406 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事進行要領
- 文書407 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 局長冒頭発言案
- 文書408 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議論の主な視点
- 文書409 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料1
- 文書410 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料2
- 文書411 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料3
- 文書412 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料4
- 文書413 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書414 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書415 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 貼り出し
- 文書416 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） HP公表
- 文書417 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回）出席に係る経費の支出について
- 文書418 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事次第
- 文書419 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 配席図
- 文書420 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 事後対外応答要領
- 文書421 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事進行要領
- 文書422 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第8回） 局長冒頭発言案
- 文書4 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議論の主な視点
- 文書4 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料1
- 文書4 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料2
- 文書4 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料3
- 文書4 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料4
- 文書4 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書4 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書4 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 貼り出し
- 文書4 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） H P 公表
- 文書4 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回）出席に係る経費の支出について
- 文書4 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事次第
- 文書4 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 配席図
- 文書4 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 事後対外応答要領
- 文書4 3 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事進行要領
- 文書4 3 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 局長冒頭発言案
- 文書4 3 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議論の主な視点
- 文書4 3 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料1
- 文書4 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料2
- 文書4 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第9回） 資料3
- 文書442 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料4
- 文書443 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料5
- 文書444 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書445 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書446 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 貼り出し
- 文書447 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） HP公表
- 文書448 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回）出席に係る経費の支出について
- 文書449 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事次第
- 文書450 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 配席図
- 文書451 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 事後対外応答要領
- 文書452 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事進行要領
- 文書453 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 局長冒頭発言案
- 文書454 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議論の主な視点
- 文書455 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料1
- 文書456 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料2
- 文書457 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料3
- 文書458 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書459 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書460 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１０回） 貼り出し
- 文書４６１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） ＨＰ公表
- 文書４６２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回）出席に係る経費の支出について
- 文書４６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事次第
- 文書４６４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 配席図
- 文書４６５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 事後対外応答要領
- 文書４６６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事進行要領
- 文書４６７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 局長冒頭発言案
- 文書４６８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議論の主な視点
- 文書４６９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料１
- 文書４７０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料２
- 文書４７１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４７２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４７３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 貼り出し
- 文書４７４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） ＨＰ公表
- 文書４７５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回）出席に係る経費の支出について
- 文書４７６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
- 文書４７７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 配席図
- 文書４７８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 事後対外応答要領
- 文書４７９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１２回） 議事進行要領
- 文書４８０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 局長冒頭発言案
- 文書４８１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４８２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料１
- 文書４８３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料２
- 文書４８４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４８５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４８６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 貼り出し
- 文書４８７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） ＨＰ公表
- 文書４８８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回）出席に係る経費の支出について
- 文書４８９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
- 文書４９０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 配席図
- 文書４９１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 事後対外応答要領
- 文書４９２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事進行要領
- 文書４９３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 局長冒頭発言案
- 文書４９４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４９５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料１
- 文書４９６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料２
- 文書４９７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料３
- 文書４９８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１３回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４９９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５００ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 貼り出し
- 文書５０１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） ＨＰ公表
- 文書５０２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回）出席に係る経費の支出について
- 文書５０３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
- 文書５０４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 配席図
- 文書５０５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 事後対外応答要領
- 文書５０６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事進行要領
- 文書５０７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 局長冒頭発言案
- 文書５０８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５０９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料１
- 文書５１０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料２
- 文書５１１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５１２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５１３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 貼り出し
- 文書５１４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） ＨＰ公表
- 文書５１５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回）出席に係る経費の支出について
- 文書５１６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第
- 文書５１７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１５回） 配席図
- 文書５１８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 事後対外応答要領
- 文書５１９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事進行要領
- 文書５２０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 局長冒頭発言案
- 文書５２１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５２２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 資料
- 文書５２３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事概要
- 文書５２４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 貼り出し
- 文書５２５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） ＨＰ公表
- 文書５２６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回）出席に係る経費の支出について
- 文書５２７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
- 文書５２８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 配席図
- 文書５２９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 事後対外応答要領
- 文書５３０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事進行要領
- 文書５３１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 局長冒頭発言案
- 文書５３２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５３３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 資料１
- 文書５３４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 資料２
- 文書５３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 資料３
- 文書５３６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１６回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５３７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５３８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 貼り出し
- 文書５３９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） ＨＰ公表
- 文書５４０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回）出席に係る経費の支出について
- 文書５４１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第
- 文書５４２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 配席図
- 文書５４３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 事後対外応答要領
- 文書５４４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事進行要領
- 文書５４５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 局長冒頭発言案
- 文書５４６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５４７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料１
- 文書５４８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料２
- 文書５４９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料３
- 文書５５０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５５１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５５２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 貼り出し
- 文書５５３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） ＨＰ公表
- 文書５５４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換の議論の要旨公表
- 文書５５５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（議論の要旨）

- 文書 5 5 6 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について
- 文書 5 5 7 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 我が国の防衛政策
- 文書 5 5 8 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 防衛力の抜本的強化に向けて
- 文書 5 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言（令和 4 年 4 月 2 6 日 自由民主党）
- 文書 5 6 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 会議案内
- 文書 5 6 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（情勢認識表（NSS））
- 文書 5 6 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（外務省））
- 文書 5 6 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（日豪・日印（外務省））
- 文書 5 6 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（防衛省））
- 文書 5 6 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 会議案内
- 文書 5 6 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 資料（NSS）
- 文書 5 6 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 会議案内
- 文書 5 6 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－0
- 文書 5 6 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－1
- 文書 5 7 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－2
- 文書 5 7 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－3
- 文書 5 7 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－4
- 文書 5 7 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－5
- 文書 5 7 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第

- 3回) 資料1-6
- 文書575 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-0
- 文書576 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-1
- 文書577 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-2
- 文書578 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-3
- 文書579 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-4
- 文書580 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-5
- 文書581 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-6
- 文書582 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-7
- 文書583 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料3 (継戦能力・抗たん性 (防衛省))
- 文書584 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 会議案内
- 文書585 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-1 (NSS)
- 文書586 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-2 (NISC)
- 文書587 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-1
- 文書588 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-2
- 文書589 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 用語の定義
- 文書590 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 会議案内
- 文書591 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-0
- 文書592 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-1
- 文書593 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 5回) 資料1-2
- 文書594 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-3
- 文書595 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-4
- 文書596 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-5
- 文書597 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-6
- 文書598 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-7
- 文書599 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料2 (事態室)
- 文書600 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-1 (防衛省)
- 文書601 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-2 (防衛省)
- 文書602 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 会議案内
- 文書603 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料1 (防衛省)
- 文書604 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料2 (NSS)
- 文書605 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料1 (外務省作成)
- 文書606 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料2
- 文書607 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 会議案内
- 文書608 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料1
- 文書609 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書610 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-2 (席上回収資料) (防衛省)
- 文書611 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-3
- 文書612 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 8回) 会議案内
- 文書6 1 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料1-1
- 文書6 1 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料1-2
- 文書6 1 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書6 1 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料2-2 (防衛省)
- 文書6 1 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 席上回収資料 (防衛省)
- 文書6 1 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 会議案内
- 文書6 1 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書6 2 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料4 (NSS、防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料5 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第10回) 会議案内
- 文書6 2 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第10回) 資料 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回・第12回) 会議案内
- 文書6 2 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回) 資料 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6 2 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回・第12回) 会議案内
- 文書6 2 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第12回) 資料1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書6 3 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第12回) 資料2 (NSS) (席上回収資料)
- 文書6 3 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 1 2 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 3 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 2 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 3 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 2 回) 参考資料 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 3 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 会議案内
- 文書 6 3 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 1 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 3 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 2 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 3 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 3 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 3 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 会議案内
- 文書 6 4 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 4 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 会議案内
- 文書 6 4 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 4 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 7 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書 6 4 8 国家安全保障戦略【P】
- 文書 6 4 9 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会 (第 2 回勉強会)
会議案内
- 文書 6 5 0 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会 (第 2 回勉強会)
資料 (防衛省)
- 文書 6 5 1 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会 (第 4 回勉強会)

会議案内

文書 6 5 2 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会（第 4 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 5 3 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
会議案内

文書 6 5 4 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 5 5 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
会議案内

文書 6 5 6 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 5 7 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
会議案内

文書 6 5 8 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 5 9 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
会議案内

文書 6 6 0 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 1（防衛省）

文書 6 6 1 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 2（外務省）

文書 6 6 2 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 3（事態室）

文書 6 6 3 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 6 4 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料 1（NSS）

文書 6 6 5 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 11 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 会議案内

文書 6 6 6 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 11 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 1（防衛省）

文書 6 6 7 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 11 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 2（防衛省）

文書 6 6 8 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 6 9 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料 1（NSS）

文書 6 7 0 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議

資料2 (NSS)

文書671	221208	公明党	外交安全保障調査会	会議案内
文書672	221208	公明党	外交安全保障調査会	資料1-1 (NSS)
文書673	221208	公明党	外交安全保障調査会	資料1-2 (NSS)
文書674	221208	公明党	外交安全保障調査会	資料2 (防衛省)
文書675	221208	公明党	外交安全保障調査会	資料3 (防衛省)
文書676	221209	公明党	外交安全保障調査会	会議案内
文書677	221209	公明党	外交安全保障調査会	資料1-1 (NSS)
文書678	221209	公明党	外交安全保障調査会	資料1-2 (NSS)
文書679	221209	公明党	外交安全保障調査会	資料2 (防衛省)
文書680	221209	公明党	外交安全保障調査会	資料3 (防衛省)
文書681	221213	自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議	会議案内
文書682	221213	自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議	資料1 (NSS)
文書683	221213	自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議	資料2 (防衛省)
文書684	221213	自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議	資料3 (防衛省)
文書685	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 会議案内
文書686	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料1 (NSS)
文書687	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料2-1 (NSS)
文書688	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料2-2 (NSS)
文書689	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料2-3 (NSS)
文書690	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料3-1 (防衛省)
文書691	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	会議 資料3-2 (防衛省)
文書692	221216	自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者	

会議 資料３－３（防衛省）
文書６９３ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－１（防衛省）
文書６９４ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－２（防衛省）
文書６９５ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－３（防衛省）
文書６９６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催につ
いて
文書６９７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事要旨
文書６９８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事録
文書６９９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料１
文書７００ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料２
文書７０１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料３
文書７０２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料４
文書７０３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事要旨
文書７０４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事録
文書７０５ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料１
文書７０６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料２
文書７０７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料３
文書７０８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料４
文書７０９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
補足資料
文書７１０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
議事要旨
文書７１１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）

議事録

- 文書 7 1 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 1
- 文書 7 1 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 2
- 文書 7 1 4 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 3
- 文書 7 1 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 4
- 文書 7 1 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 5
- 文書 7 1 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
議事要旨
- 文書 7 1 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
議事録
- 文書 7 1 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
資料（席上回収資料）
- 文書 7 2 0 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書 7 2 1 国家安全保障戦略について 決裁紙
- 文書 7 2 2 国家安全保障戦略について 閣議決定表紙案
- 文書 7 2 3 国家安全保障戦略について 閣議付議持込（本体）
- 文書 7 2 4 国家安全保障戦略について 閣議案件登録票
- 文書 7 2 5 「国家安全保障戦略について」について（協議） 事務連絡
- 文書 7 2 6 「国家安全保障戦略について」について（協議） 別紙 1
- 文書 7 2 7 「国家安全保障戦略について」について（協議） 別紙 2
- 文書 7 2 8 「国家安全保障戦略について」について（協議） 国家安全保障戦略【P】
- 文書 7 2 9 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（内閣官房内閣衛星情報センター）
- 文書 7 3 0 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
- 文書 7 3 1 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（総務省）
- 文書 7 3 2 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（財務省）
- 文書 7 3 3 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（厚生労働省）
- 文書 7 3 4 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（防

衛省)		
文書 7 3 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（デジタル庁）	協議対象
文書 7 3 6	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（会計検査院）	協議対象
文書 7 3 7	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（宮内庁）	協議対象
文書 7 3 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（経済産業省）	協議対象
文書 7 3 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（警察庁）	協議対象
文書 7 4 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（厚生労働省）	協議対象
文書 7 4 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（国土交通省）	協議対象
文書 7 4 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（財務省）	協議対象
文書 7 4 3	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（人事院）	協議対象
文書 7 4 4	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（総務省）	協議対象
文書 7 4 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（内閣府）	協議対象
文書 7 4 6	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（農林水産省）	協議対象
文書 7 4 7	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（文部科学省）	協議対象
文書 7 4 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（法務省）	協議対象
文書 7 4 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（防衛省）	協議対象
文書 7 5 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） （内閣官房）	展開先
文書 7 5 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 内閣衛星情報センター意見への回答	内閣官房
文書 7 5 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 副長官補（事態対処・危機管理担当）付意見への回答	内閣官房
文書 7 5 3	「国家安全保障戦略について」について（協議）	総務省意

見への回答

文書 7 5 4 「国家安全保障戦略について」について（協議） 財務省意見への回答

文書 7 5 5 「国家安全保障戦略について」について（協議） 厚生労働省意見への回答

文書 7 5 6 「国家安全保障戦略について」について（協議） 防衛省意見への回答

文書 7 5 7 「国家安全保障戦略について」について（協議） 再意見（財務省）

文書 7 5 8 国家安全保障戦略等の改定に対する提言書（日本維新の会）

文書 7 5 9 国民民主党の安全保障政策 2 0 2 2

文書 7 6 0 HP 掲載資料 「国家安全保障戦略」概要（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 7 6 1 HP 掲載資料 「国家安全保障戦略」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 6 2 HP 掲載資料 National Security Strategy (NSS) - English Version -

文書 7 6 3 HP 掲載資料 「国家防衛戦略」概要

文書 7 6 4 HP 掲載資料 「国家防衛戦略」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 6 5 HP 掲載資料 「防衛力整備計画」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 7 6 6 記者ブリーフ資料 新たな 3 文書の体系の考え方

文書 7 6 7 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）

文書 7 6 8 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略

文書 7 6 9 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）

文書 7 7 0 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略

文書 7 7 1 記者ブリーフ資料 次期防衛力整備計画について

文書 7 7 2 記者ブリーフ資料 防衛力整備計画

文書 7 7 3 論説懇資料 新たな 3 文書の体系の考え方

文書 7 7 4 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）

文書 7 7 5 論説懇資料 国家安全保障戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 7 6 論説懇資料 国家防衛戦略（概要）

文書 7 7 7 論説懇資料 国家防衛戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 7 8 論説懇資料 防衛力整備計画（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家

安全保障会議・閣議決定)

文書 779 外プレブリーフ資料 (Summary) National Security Strategy of Japan

文書 780 外プレブリーフ資料 National Security Strategy of Japan

文書 781 関連資料①

文書 782 関連資料②

文書 783 関連資料③

文書 784 関連資料④

文書 785 関連資料⑤

文書 786 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和3年11月26日)

文書 787 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和3年12月28日)

文書 788 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年4月8日)

文書 789 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年6月2日)

文書 790 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年7月25日)

文書 791 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年9月2日)

文書 792 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年10月13日)

文書 793 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年10月31日)

文書 794 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年11月10日)

文書 795 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年12月5日)

文書 796 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年12月7日)

文書 797 国家安全保障会議資料【四大臣会合】(令和4年12月14日)

文書 798 幹事会資料

4 改めて開示決定等すべき文書

(1) HP掲載資料 国家安全保障戦略(2022)パンフレット -日本語版-

(2) HP掲載資料 National Security Strategy (2022) Pamphlet -English Version-

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2 1	4 枚目の一部	職員の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 2	5 枚目の一部	
	文書 2 3	5 枚目の下部	
	文書 2 4	5 枚目の一部	
	文書 2 5	3 枚目の一部	
	文書 2 6	2 枚目の一部	
	文書 2 7	1 枚目の下部	
	文書 2 8	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 9	4 枚目の一部	
	文書 3 0	5 枚目の一部	
	文書 3 1	2 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目下部及び 5 枚目の一部	
	文書 3 3	3 枚目の下部	
	文書 3 4	3 枚目の一部	
	文書 3 5	9 枚目の一部	
	文書 3 6	8 枚目の一部	
	文書 3 7	1 0 枚目一部	
	文書 3 8	9 枚目の一部	
	文書 3 9	5 枚目の下部	
	文書 4 1	9 枚目の一部	
	文書 4 4	8 枚目の一部	
	文書 4 6		
	文書 4 7		
	文書 4 8	2 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 2		
	文書 5 3	3 枚目の一部	
	文書 5 4		
	文書 5 5	1 0 枚目の一部	
	文書 5 6	7 枚目の下部	
	文書 5 7	6 枚目の一部	
	文書 5 9	8 枚目の一部	
	文書 6 2	7 枚目の下部	
	6 枚目の一部		

文書 6 3	
文書 6 5	4 枚目の下部
文書 6 6	3 枚目の一部
文書 6 7	
文書 6 8	
文書 6 9	
文書 7 0	2 枚目の一部
文書 7 7	2 枚目、3 枚目、 4 枚目、6 枚目、 7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 8 5	5 枚目の下部
文書 9 8	4 枚目の一部
文書 1 1 5	7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 1 6	3 枚目の一部
文書 1 1 7	8 枚目の一部
文書 1 2 2	5 枚目の一部
文書 1 2 3	4 枚目の一部
文書 1 2 4	1 枚目の一部
文書 1 2 5	3 枚目の一部
文書 1 2 7	
文書 1 2 8	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 4 4	4 枚目の一部
文書 1 4 7	1 枚目の一部
文書 1 4 9	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 5 0	
文書 1 5 1	
文書 1 5 2	5 枚目の一部
文書 1 5 3	4 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 5 4	5 枚目の一部
文書 1 5 5	3 枚目の一部
文書 1 5 6	
文書 1 5 8	
文書 1 5 9	6 枚目の一部

文書 1 6 1	5 枚目の一部
文書 1 6 3	
文書 1 6 5	4 枚目の一部
文書 1 6 7	3 枚目の一部
文書 1 6 8	5 枚目の一部
文書 1 7 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 7 3	4 枚目の下部
文書 1 7 4	7 枚目の一部
文書 1 7 5	5 枚目の一部
文書 1 8 2	9 枚目の一部
文書 1 8 3	6 枚目の一部
文書 1 8 4	8 枚目の一部
文書 1 8 5	1 3 枚目の一部
文書 1 8 6	6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 4	7 枚目の一部
文書 1 9 6	3 枚目の一部
文書 1 9 7	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 8	7 枚目の一部
文書 1 9 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 2	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 3	
文書 2 0 4	1 9 枚目の一部
文書 2 0 5	8 枚目の一部
文書 2 0 6	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 7	
文書 2 0 8	2 枚目の一部
文書 2 0 9	6 枚目の一部
文書 2 1 1	4 枚目の一部
文書 2 1 3	

文書 2 1 6	2 枚目の一部	職員の携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれ
文書 2 1 9	4 枚目の一部	
文書 2 2 0	2 枚目の一部	
文書 2 2 3	4 枚目の一部	
文書 2 2 4	2 枚目の一部	
文書 2 2 8	7 枚目の一部	
文書 2 3 1	3 枚目の一部	
文書 2 3 2	5 枚目の一部	
文書 2 3 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3 4	5 枚目ないし 7 枚目の一部	
文書 2 3 5	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3 7	3 枚目の一部	
文書 2 3 8		
文書 2 3 9	6 枚目の一部	
文書 2 4 0	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 4 1	4 枚目の一部	
文書 2 4 2		
文書 2 4 3	5 枚目の一部	
文書 2 4 4	3 枚目の一部	
文書 2 4 5	4 枚目の一部	
文書 2 4 6		
文書 2 4 7	2 枚目の一部	
文書 2 4 8	3 枚目の一部	
文書 2 4 9		
文書 2 5 0	4 枚目の一部	
文書 2 5 1	3 枚目の一部	
文書 7 3	1 枚目の一部	
文書 8 7	2 枚目の一部	
文書 9 5		
文書 9 9	1 枚目の一部	
文書 1 2 6	2 枚目の一部	
文書 1 3 0	4 枚目の一部	
文書 1 4 1	1 枚目の一部	

文書 1 6 6	2 枚目の一部	がある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 1 9 5	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号、内線番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 1 6	1 枚目の一部	職員の直通電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 2 7		
文書 3 4 2		
文書 3 5 8		
文書 3 7 2		
文書 3 8 7		
文書 4 0 0		
文書 4 1 5		
文書 4 3 0		
文書 4 4 6		
文書 4 6 0		
文書 4 7 3		
文書 4 8 6		
文書 5 0 0		
文書 5 1 3		
文書 5 2 4		
文書 5 3 8		
文書 5 5 2		
文書 5 5 4		
文書 3 8 9	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号又は内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、い
文書 4 0 2		
文書 4 1 7		
文書 4 3 2		

文書 4 4 8		たずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 6 2		
文書 4 7 5		
文書 4 8 8	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 1 5	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 2 6	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 4 0		
文書 3 1 8	1 枚目の一部	職員の内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 2 9		
文書 3 4 4		
文書 3 6 0		
文書 3 7 4		
文書 3 7 5		
文書 5 0 2		
文書 7 2 1		
文書 7 2 4	1 枚目の一部	職員の内線番号、直通電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 7 3 0	1 枚目の上部	
文書 7 3 1	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
文書 7 3 2	1 枚目の上部	
文書 7 3 3		
文書 7 4 4		
文書 7 5 2		
文書 7 5 3	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
文書 7 5 4	1 枚目の上部	
文書 7 5 5		
文書 7 5 6		
文書 7 5 7		
文書 7 2 5	2 枚目の一部	職員の直通電話番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場

			合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
2	文書318	6枚目ないし8枚目の下部	職員のIDが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
3	文書23	1枚目の一部及び5枚目の上部	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法5条1号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書27	1枚目の上部	
	文書32	1枚目の一部及び4枚目の上部	
	文書33	1枚目の一部及び3枚目の上部	
	文書35	1枚目の一部	
	文書37		
	文書38		
	文書39	1枚目の一部及び5枚目の上部	
	文書47	1枚目の一部	
	文書48		
	文書49		
	文書51		
	文書55	1枚目の一部及び7枚目の上部	
	文書56	1枚目の一部	
文書59	1枚目の一部及び		

		7 枚目の上部	
	文書 6 0	1 枚目の一部	
	文書 6 1		
	文書 6 5	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	
	文書 6 6	1 枚目の一部	
	文書 7 0		
	文書 7 4		
	文書 7 5		
	文書 7 6		
	文書 7 7		
	文書 7 8		
	文書 7 9		
	文書 8 1		
	文書 8 3		
	文書 8 4		
	文書 8 5	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	
	文書 8 6	1 枚目の一部	
	文書 8 7		
	文書 9 4		
	文書 9 5		
	文書 1 0 8		
	文書 1 1 3		
	文書 1 2 6		
	文書 1 2 9		
	文書 1 3 0	1 枚目及び 4 枚目 の一部それぞれ	
	文書 1 3 5	1 枚目の一部	
	文書 1 3 6		
	文書 1 3 7		
	文書 1 4 0		
	文書 1 4 3		
	文書 1 4 5		
	文書 1 4 6		
	文書 1 7 3	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	

	文書 1 8 2	1 枚目の一部	
	文書 2 0 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1 2	1 枚目の一部	
	文書 2 1 3	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1 9	1 枚目の一部	
	文書 2 2 1		
	文書 2 2 8		
	文書 2 2 9		
	文書 2 3 6		
	文書 2 3 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5 1	1 枚目の一部	
	文書 2 5 2		
	文書 3 6	1 枚目の一部	議員の発言に係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 1 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 1			
4	文書 2 5 3	1 枚目の「 2. 」	従前詳細を公にしていない国家安全保障会議の開催場所が記載されている。これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以
文書 2 5 4			
文書 2 5 5			
文書 2 5 6			
文書 2 5 7			
文書 2 5 8			
文書 2 5 9			
文書 2 6 0			

	文書 2 6 1		上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 6 2		
	文書 2 6 3		
	文書 2 6 4		
	文書 2 6 5		
	文書 2 6 6		
	文書 2 6 7		
	文書 2 6 8		
	文書 2 6 9		
	文書 2 7 0		
	文書 2 7 1		
	文書 2 7 2		
	文書 2 7 3		
	文書 2 7 4		
	文書 2 7 5		
	文書 2 7 6		
	文書 2 7 7		
	文書 2 7 8		
	文書 2 7 9		
	文書 2 8 0		
	文書 2 8 1		
	文書 2 8 2		
	文書 2 8 3		
	文書 2 8 4		
	文書 2 8 5		
	文書 2 8 6		
	文書 2 8 7		
	文書 2 8 8		
	文書 2 8 9		
	文書 2 9 0		
5	文書 3 1 8	3 枚目、5 枚目、6 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	従前公にされていない庁舎内部の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関す
	文書 3 4 4	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 4 6	1 枚目の一部	

文書 3 6 0	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	る情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 6 2	1 枚目の一部	
文書 3 7 4	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 5	2 枚目の一部	
文書 3 7 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 8	1 枚目の一部	
文書 3 8 9	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 9 1	1 枚目の一部	
文書 4 0 2	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 0 4	1 枚目の一部	
文書 4 1 7	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 1 9	1 枚目の一部	
文書 4 3 2	3 枚目、5 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 3 4	1 枚目の一部	
文書 4 4 8	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 5 0	1 枚目の左上	
文書 4 5 7	1 枚目の一部	
文書 4 6 2	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 6 4	1 枚目の一部	
文書 4 7 5	3 枚目、5 枚目及	

		び7枚目のそれぞれ一部	
	文書477	1枚目の一部	
	文書488	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、6枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書490	1枚目の一部	
	文書502	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、6枚目の上部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書504	1枚目の上部	
	文書515	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書517	1枚目の一部	
	文書526	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書528	1枚目の一部	
	文書540	3枚目、5枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
	文書542	1枚目の一部	
	文書329	3枚目、5枚目及び7枚目のそれぞれ一部	従前公にされていない官邸の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害さ
	文書331	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

			れるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
6	文書272	1枚目の右上	文書の取扱区分等が記載されている。これらを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書273		
	文書274		
	文書275		
	文書276		
	文書277		
	文書278		
	文書279		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
	文書283		
	文書284		
	文書285		
	文書286		
	文書287		
	文書288		
	文書289		
	文書290		
7	文書331	2枚目の一部	従前公にしていな国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす
	文書333	1枚目の一部	

			おそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
8	文書272	1枚目の「4.」及び2枚目以降	国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書273		
	文書274		
	文書275		
	文書276		
	文書277		
	文書278		
	文書279		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
	文書283		
	文書284		
	文書285		
	文書286		
	文書287		
	文書288		
	文書289		
	文書290		
9	文書323	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、
	文書324	1枚目ないし6枚目の一部	
	文書325	1枚目ないし13枚目の一部	
	文書326	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書336	1枚目の一部	
	文書337	1枚目の一部及び2枚目	

文書 3 3 8	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 3 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 4 0	1 枚目ないし 1 4 枚目の一部	
文書 3 4 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
文書 3 5 0	1 枚目の一部	
文書 3 5 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
文書 3 5 2	1 枚目ないし 7 枚目	
文書 3 5 3	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
文書 3 5 4	1 枚目の一部及び	
文書 3 5 5	2 枚目	
文書 3 5 6	1 枚目ないし 6 枚目、1 3 枚目ないし 2 4 枚目、2 6 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部並びに 7 枚目ないし 1 2 枚目及び 2 5 枚目	
文書 3 5 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 6 6	1 枚目の一部	
文書 3 6 7	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
文書 3 6 8	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
文書 3 6 9	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
文書 3 7 0	1 枚目ないし 5 4 枚目の一部	

文書 3 7 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 3 8 2	1 枚目の一部
文書 3 8 3	1 枚目ないし 4 枚目の一部
文書 3 8 4	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 3 8 5	1 枚目ないし 7 枚目の一部及び 8 枚目
文書 3 8 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 3 9 5	1 枚目の一部
文書 3 9 6	1 枚目ないし 1 0 枚目、1 2 枚目、1 5 枚目ないし 3 4 枚目のそれぞれ一部並びに 1 1 枚目、1 3 枚目及び 1 4 枚目
文書 3 9 7	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 3 9 8	1 枚目ないし 3 9 枚目の一部
文書 3 9 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 0 8	1 枚目の一部
文書 4 0 9	1 枚目ないし 4 枚目の一部
文書 4 1 0	1 枚目ないし 2 6 枚目の一部
文書 4 1 1	1 枚目ないし 8 枚目の一部
文書 4 1 2	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 1 3	1 枚目ないし 4 3 枚目の一部

文書 4 1 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 2 3	1 枚目の一部
文書 4 2 4	1 枚目ないし 1 3 枚目の一部
文書 4 2 5	1 枚目の一部
文書 4 2 6	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 2 7	1 枚目ないし 6 1 枚目の一部
文書 4 2 8	1 枚目ないし 7 7 枚目の一部
文書 4 2 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 3 8	1 枚目の一部
文書 4 3 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 4 0	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 4 4 1	1 枚目ないし 8 枚目の一部
文書 4 4 2	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 4 3	1 枚目ないし 5 枚目
文書 4 4 4	1 枚目ないし 3 枚目、6 枚目、8 枚目ないし 1 9 枚目の一部並びに 4 枚目、5 枚目及び 7 枚目
文書 4 4 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 5 4	1 枚目の一部
文書 4 5 5	1 枚目ないし 9 枚目の一部
文書 4 5 6	1 枚目ないし 1 0

		枚目の一部	
文書 4 5 7		1 枚目ないし 4 4 枚目の一部	
文書 4 5 8		1 枚目の一部	
文書 4 5 9			
文書 4 6 8			
文書 4 6 9		1 枚目ないし 6 枚 目の一部	
文書 4 7 0		1 枚目の一部	
文書 4 7 1		1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
文書 4 7 2		1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
文書 4 8 1		1 枚目の一部	
文書 4 8 2		1 枚目ないし 9 枚 目の一部	
文書 4 8 3		1 枚目、3 枚目な いし 1 6 枚目のそ れぞれ一部及び 2 枚目	
文書 4 8 4		1 枚目及び 2 枚目	
文書 4 8 5		のそれぞれ一部	
文書 4 9 4		1 枚目の一部	
文書 4 9 5		1 枚目、3 枚目な いし 2 2 枚目のそ れぞれ一部	
文書 4 9 6		1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 1 2 枚目	
文書 4 9 7		1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 4 枚 目	
文書 4 9 8		1 枚目及び 2 枚目	
文書 4 9 9		のそれぞれ一部	
文書 5 0 8		1 枚目の一部	
文書 5 0 9		1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	

	文書 5 1 0	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
	文書 5 1 1	1 枚目ないし 4 枚	
	文書 5 1 2	目の一部	
	文書 5 2 1	1 枚目の一部	
	文書 5 2 2	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
	文書 5 2 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部、4 枚目及び 5 枚目	
	文書 5 3 2	1 枚目の一部	
	文書 5 3 3	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
	文書 5 3 4	1 枚目の一部	
	文書 5 3 5	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 3 6	1 枚目ないし 3 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目ないし 1 0 枚目	
	文書 5 3 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 4 6	1 枚目の一部	
	文書 5 4 7		
	文書 5 4 8	1 枚目ないし 5 枚目の一部	
	文書 5 4 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 5 0	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 5 5 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
1 0	文書 3 1 8	4 枚目の一部	有識者への諸謝金に関する情報が記載されている。これらは、各有
	文書 3 2 9		

文書 3 4 4		識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていることから、これらの情報は法 5 条 1 号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 6 0		
文書 3 7 4		
文書 3 8 9		
文書 4 0 2		
文書 4 1 7		
文書 4 3 2		
文書 4 4 8		
文書 4 6 2		
文書 4 7 5		
文書 5 4 0		
文書 3 1 8	8 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	有識者本人の生年、現住所・電話番号・メールアドレス・謝金振込口座、学歴・職歴及びそれらの関連情報である。これらは、各有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 7 5	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 6	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
文書 4 5 7	1 枚目の一部	有識者本人の職歴等に関する情報が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 9 5	2 枚目	

			ら、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書488	4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号若しくは、公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書515	3枚目、4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
	文書502	4枚目、6枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の随行者氏名及び携帯電話番号若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行

			として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書526	4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号及び車両情報若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書450	1枚目右下	有識者の随行者氏名が記載されている。これは、随行者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも

			該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書503	2枚目の一部	意見交換への参加を対外的に公にしないことを前提で参加した参加者の氏名が記載されている。これらは、当該参加者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、この情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条1号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書504	1枚目の下部	
	文書506	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
11	文書519	1枚目の一部	出席を予定していた有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

1 2	文書 5 6 0	1 枚目の一部	特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 5 6 5		
	文書 5 6 7		
	文書 5 8 4		
	文書 5 9 0		
	文書 6 0 2		
	文書 6 0 7		
	文書 6 1 2		
	文書 6 1 8		
	文書 6 2 4		
	文書 6 2 6		
	文書 6 2 8		
	文書 6 3 4		
	文書 6 3 9		
	文書 6 4 3		
	文書 6 6 3		
	文書 6 6 8		
	文書 6 8 1		
	文書 6 8 5		
1 3	文書 5 6 0	1 枚目の一部	特定の政党の事務所の電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、法人に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
	文書 5 6 5		
	文書 5 6 7		
	文書 5 8 4		
	文書 5 9 0		
	文書 6 0 2		
	文書 6 0 7		
	文書 6 1 2		
	文書 6 1 8		
	文書 6 2 4		
	文書 6 2 6		
	文書 6 2 8		
	文書 6 3 4		
	文書 6 3 9		
	文書 6 4 3		
	文書 6 4 9		
	文書 6 5 1		
	文書 6 5 3	1 枚目及び 2 枚目	

		のそれぞれ一部	
	文書 6 5 5	1 枚目の一部	
	文書 6 5 7		
	文書 6 5 9		
	文書 6 6 3		
	文書 6 6 5		
	文書 6 6 8		
	文書 6 7 1		
	文書 6 7 6		
	文書 6 8 1		
	文書 6 8 5		
1 4	文書 7 2 9	1 枚目の上部	内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7 5 1		
1 5	文書 7 3 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されている。これらは、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 4 号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。

16	文書604	2枚目及び5枚目 ないし10枚目の それぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の 国家安全保障戦略に関する資料で あり、不開示とした部分には同戦 略に関する行政機関相互間及び行 政機関内部での検討状況を含む未 成熟な意思形成過程情報が記載さ れている。これらを公にした場合、 我が国の安全保障上の関心事 項が推察されることとなるため、 国の安全が害されるおそれがある。 また、これらを公にすることで、 今後の行政機関相互間及び行政機 関内部での検討及び協議等におけ る率直な意見交換又は意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそれ があるとともに、国が行う事務に 支障を及ぼすおそれがある。 以上のことから、法5条3号、5 号及び6号の不開示情報に該当す るため、不開示とした。
	文書605	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の 国家安全保障戦略等に関する資料 であり、不開示とした部分には同 戦略等に関する行政機関相互間及 び行政機関内部での検討状況を含 む未成熟な意思形成過程情報が記 載されている。これらを公にした 場合、我が国の安全保障上の関心事 項が推察されることとなるため、 国の安全が害されるおそれ、 他国若しくは国際機関との信頼関 係が損なわれるおそれ、又は交渉 上不利益をこうむるおそれがある。 また、これらを公にすることで、 今後の行政機関相互間及び行政機 関内部での検討及び協議等におけ る率直な意見交換又は意思決
	文書606	1枚目の一部	
	文書610	1枚目ないし14 枚目の一部	
	文書616	1枚目ないし16 枚目の一部	
	文書617	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	
	文書620	1枚目ないし16 枚目の一部	
	文書621	1枚目ないし4枚 目の一部	
	文書622	1枚目の一部	
	文書623		
	文書625	1枚目ないし21 枚目の一部	
	文書627		

	文書 6 3 3	1 枚目の一部	定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 3 8		
	文書 6 1 9	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 2 9	1 枚目の一部	
	文書 6 7 2		
	文書 6 7 7		
1 7	文書 7 2 9	1 枚目の下部	国家安全保障戦略の案文に対しての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若し
	文書 7 3 0		
	文書 7 3 1	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ下部	
	文書 7 3 2	1 枚目の下部	
	文書 7 3 3		
	文書 7 3 4		
	文書 7 5 1		

	文書 7 5 2		くは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7 5 3	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ下部	
	文書 7 5 4	1 枚目の下部	
	文書 7 5 5	1 枚目の下部及び 2 枚目の一部	
	文書 7 5 6	1 枚目の下部	
	文書 7 5 7		
	文書 6 3 0	1 枚目ないし 1 1	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 3 6	枚目の一部	
	文書 6 7 3	1 枚目ないし 1 1	
	文書 6 7 8	枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 4 0	1 枚目ないし 3 0	本文書は、政府部内での検討中の

	文書 6 4 4	枚目の一部	国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 4 8	2 枚目ないし 3 2 枚目の一部	
	文書 6 8 2	1 枚目ないし 3 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 7 2 8	1 枚目ないし 3 1 枚目の一部	
	文書 6 3 1	1 枚目ないし 1 6 枚目の一部 1 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行
	文書 6 3 5		
	文書 6 7 4		
	文書 6 7 9		

			政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書641	1枚目ないし32枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書645	1枚目ないし43枚目の一部		
文書683	1枚目ないし32枚目までの一部		
文書632	1枚目ないし16枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が	
文書637			
文書675	1枚目ないし16枚目のそれぞれ一部		
文書680			

			記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書642	1枚目ないし47枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。
	文書646		
	文書684	1枚目ないし38枚目までのそれぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。

			以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
18	文書615	2枚目ないし8枚目の一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とする。
19	文書781	全部	公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることによ
	文書782		
	文書783		
	文書784		
	文書785		

			り、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
20	文書７８６	全部	国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書７８７		
	文書７８８		
	文書７８９		
	文書７９０		
	文書７９１		
	文書７９２		
	文書７９３		
	文書７９４		
	文書７９５		
	文書７９６		
	文書７９７		
21	文書７９８	全部	幹事会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されてい

			る。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
--	--	--	--

※当審査会事務局において整理した

別表 2 (開示すべき部分)

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 3 5 2	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
	文書 3 5 6	6 枚目ないし 1 2 枚目の各 1 行目
	文書 4 2 8	1 8 枚目の 4 行目及び 5 行目
2	文書 3 7 5	5 枚目の生年部分を除く全て
	文書 4 9 5	2 枚目
3	文書 5 6 0	1 枚目の電話番号
	文書 5 6 5	
	文書 5 6 7	
	文書 5 8 4	
	文書 5 9 0	
	文書 6 0 2	
	文書 6 0 7	
	文書 6 1 2	
	文書 6 1 8	
	文書 6 2 4	
	文書 6 2 6	
	文書 6 2 8	
	文書 6 3 4	
	文書 6 3 9	
	文書 6 4 3	
	文書 6 6 3	
	文書 6 6 8	
	文書 6 8 1	
	文書 6 8 5	